

8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)

(単位：千円)

施設種別	施設種別		単価
高齢者福祉分野	特別養護老人ホーム	従来型	16,700
		ユニット型	22,000
	養護老人ホーム		14,100
	軽費老人ホーム		18,300
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)		129,300
	看護小規模多機能型居宅介護事業(1施設)		178,000
	老人デイサービス事業(1施設)		171,300
	小規模多機能型居宅介護事業(1施設)		176,400
	生活支援ハウス		15,300
	老人短期入所事業(特養等における居室整備加算を含む)	従来型	15,300
	ユニット型	17,800	
助産施設		14,000	
乳児院	本体	8,600	
	小規模グループケア整備加算(1グループケア)	8,100	
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	2,300	
母子生活支援施設	本体(1世帯)	28,100	
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算(1世帯)	15,800	
	母子家庭等子育て支援室整備加算	4,000	
保育所(注1) 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設 企業主導型保育事業	本体	3,500	
	乳児室又はほふく室整備加算(1施設)	10,400	
	夜間保育所整備加算(1施設)	18,300	
	一時保育事業のための保育室整備加算(1施設)	21,100	
児童養護施設	地域子育て支援相談室整備加算(1施設)	29,400	
	本体	11,400	
児童心理治療施設	小規模グループケア整備加算(1グループケア)	19,400	
	ほふく室又は養育室等整備加算	700	
	本体	12,600	
児童自立支援施設	小規模グループケア整備加算(1グループケア)	17,800	
	通所部門整備加算	5,700	
	本体	16,300	
児童福祉分野	小規模グループケア整備加算(1グループケア)	20,600	
	通所部門整備加算	5,700	
	児童家庭支援センター(1施設)	38,600	
	放課後児童健全育成事業に係る施設(1支援)	28,700	
	乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算(母子生活支援施設を除く)	4,700	
	保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算	2,300	
	乳児院等における親子生活訓練室整備加算(1施設)	10,400	
	児童養護施設等における心理療法室整備加算(1施設)	84,700	
	福祉型障害児入所施設	12,300	
	医療型障害児入所施設	22,700	
	障害児通所支援を行う事業に係る施設	6,600	
	障害児入所施設等における短期入所整備加算	5,500	
障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算(1施設)	25,700		
障害児入所施設等における相談支援、障害児相談支援整備加算(1施設)	18,700		
障害児入所施設等における居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(1施設)	12,000		
障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算(1グループケア)	39,200		
避難スペース整備加算(1施設)(注2)	70,700		
保育所等訪問支援(保育所等訪問支援のみの整備の場合)(1施設)	12,000		

(単位：千円)

施設種別	施設種別		単価	
生活介護を行う事業に係る施設	本体		7,500	
	施設入所支援整備加算		4,500	
	退院支援施設整備加算	新築・改築		2,700
		既存施設を改修して転換する場合		1,100
自立訓練を行う事業に係る施設	短期入所整備加算		5,500	
就労移行支援を行う事業に係る施設	発達障害者支援センター整備加算(1施設)		25,700	
	相談支援、障害児相談支援整備加算(1施設)		18,700	
就労継続支援を行う事業に係る施設	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(1施設)		12,000	
	避難スペース整備加算(1施設)(注2)		70,700	
	共同生活援助事業に係る施設(注3)	本体(1ユニット)		97,000
	短期入所整備加算		5,500	
	相談支援、障害児相談支援整備加算(1施設)		18,700	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(1施設)		12,000	
	避難スペース整備加算(1施設)(注2)		70,700	
短期入所(短期入所のみの整備の場合)(1施設)			22,500	
自立生活援助を行う事業に係る施設(1施設)			18,700	
就労定着支援を行う事業に係る施設(1施設)			18,700	
相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)(1施設)			18,700	
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)(1施設)			12,000	
福祉ホーム			12,400	
補装具製作施設(1施設)			56,900	
盲導犬訓練施設(1施設)			432,300	
点字図書館(1施設)			134,200	
聴覚障害者情報提供施設(1施設)			174,600	
生活保護分野	救護施設		14,500	
	更生施設		14,500	
授産施設			6,900	
宿所提供施設			6,000	
社会事業授産施設			6,900	
婦人保護施設(1世帯)			11,400	
婦人保護施設における心理療法室整備加算(1施設)			84,700	
職員養成施設			7,800	
地域交流スペース(1施設)			54,100	
地域交流スペース(防災拠点型)(1施設)			76,100	
有料老人ホーム			17,600	
上記以外の施設			機構が必要と認めた額	

補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成17年10月5日社援発第1005011号)」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入します。

- (注1) 保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用します。
- (注2) 避難スペース整備加算は、交付要綱等において避難スペース整備のための補助事業であることが確認できるものに限り、かつ、
- (注3) 日中サービス支援型共同生活援助事業を整備する場合は、融資相談時にその旨お申し出ください。